

## 社会福祉法人姫戸ひかり会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人姫戸ひかり会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規程に基づき、理事及び監事及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1)理事長は常勤職員とし、報酬、賞与を支給する。
- (2)前項を除く役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表第1に定める額
- (2)通勤手当については、ひかりの園職員給与規程第22条の規定に準ずる額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表第2に定める額
- (2)非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、ひかりの園旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第3の定めによるものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1)報酬については、毎月 末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、  
ひかりの園職員給与規程第4条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総  
日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによっ  
て計算する。

4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その  
月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端  
数処理を行う。

(1)50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2)50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める  
報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定  
めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

